# 第１０章　保存活用事業運営・体制

## （1）運営・体制の現状

現在、史跡公有地及び大極殿基壇や塔跡の維持管理は管理団体である木津川市が窓口となっている。維持管理については、除草をはじめ、ゴミ処理、ベンチ等の維持管理・点検、樹木の枝払い、危険箇所の点検、水路の管理を瓶原まちづくり協議会に業務委託している。活用に関しては、第７章でも記述したとおり、くにのみや学習館がガイダンス施設としての役割を担っている他に、施設前庭では、地域農産物販売による農家の生産意欲向上と恭仁宮跡の観光客増加のため情報提供を目的とする恭仁京朝市が月２回開催されている。市文化財愛護団体であるNPO法人ふるさと案内・かもでは、恭仁宮跡だけでなく、瓶原地域の文化財全般や内藤湖南の恭仁山荘などの案内も実施している。

史跡地内の市道の維持管理については、市役所関係部局（建設部・上下水道部）から市道の舗装や水道管更新の場合において､市教育委員会との事前協議を経て現状変更許可申請書の提出により､保存管理計画に基づいて既存施設の維持管理の範囲で許可している。

水路の維持管理については、大井手用水を「瓶原土地改良区」が、大井手用水より末端の水路を「農地水環境保全委員会」が担っているが、各区からの要望に基づき、素掘水路にコンクリートＵ字溝を設置する工事を進めている。水路工事の場合も事前協議後に現状変更許可申請書の提出により、一部掘削がある場合は、市文化財保護課担当者が立会調査を実施している。

この様に関係団体との情報共有や連携を図りながら、木津川市教育委員会として史跡の保存活用に取り組んでおり、史跡指定地内における行為の多くは、市文化財保護課に事前協議が必要との認識が、市役所内だけでなく市関係団体にも浸透している状況である。

## （2）運営・体制の課題

本章においては、史跡の運営・体制に関する現状を踏まえ、今後の史跡の保存管理、活用等に対する運営・体制の課題を下記のとおり記す。

### （２－１）史跡地権者、市民・地域活動団体の協力や参加、協働の課題

42haの面積を有する恭仁宮跡を、適切に保存し、活用整備するためには、土地地権者、市民・地域活動団体の協力、協働の取り組みが不可欠である。現在、公有地の維持管理は瓶原まちづくり協議会に委託しているが、今後、構成員の高齢化により受託できる業務量が減少することが懸念される。

### （２―２）史跡の関係人口増に向けた課題

史跡の保存活用には上記の関係者、関係団体に加え、幅広い協力、支援、参加が未来への推進力になることから、市内外の人々や団体など積極的に関わる関係人口を増やすネットワークづくりが必要である。

### （２－３）市民等への情報提供、発信の体制づくりの課題

保存活用に関わる協力や支援、参加を推進するネットワークを進めるために、史跡や瓶原に関する情報提供が重要であり、分かりやすく興味を持ってもらえる情報を企画・発信し、情報を共有し連携する体制づくりへの取り組みが必要である。

### （２－４）市役所庁内の連携体制の課題

史跡の保存範囲には住居や農地、工場や公共施設などが所在することから、文化財担当部局だけでなく、市道管理担当部局や水道担当部局の他、観光部局との連携体制を強化する必要がある。また、文化財部局の体制づくりも検討しなければならないが、発掘調査担当だけでなく、文化財の活用整備全般を取りまとめるマネジメント職員を配置する必要がある。

### （２－５）国・府、その他関係機関・研究機関との連携の課題

史跡整備の主体は京都府となり、木津川市も協働する。整備にともなう国との連絡・調整や支援は不可欠であり、研究機関や学識経験者の協力が求められることになり、特に奈良文化財研究所とは連携を密にする必要がある。

## （３）運営・体制の方針

史跡指定地の保存活用を図る主体は、これまでと同様、管理団体である木津川市である。土地地権者、市民、地域活動団体と木津川市が連携する運営体制の充実・強化を図る。京都府と恭仁宮跡の整備に向けた取り組みを推進するとともに、保存活用にも取り組んでいく。

今後も史跡を適切に保存しながら､観光や歴史文化の学びの場として史跡の活用を推進していく。また、市民・地域活動団体の協力や参加、協働に取り組み、恭仁宮跡や瓶原に積極的に関わる関係人口を増やすネットワークづくりにも取り組み､民間団体や企業等とも連携し、幅広い協力や支援､連携の体制の構築に努める。

## （４）運営・体制の方法

### （４－１）史跡の整備及び維持管理運営

木津川市は、文化財保護法及び本保存活用計画に基づき、史跡を構成する本質的及び副次的価値を有する要素を保存活用し、次世代へ継承する。その他の要素については、史跡と地域の共存を図りながら、今後の取り扱い方法を検討する。史跡整備は京都府と木津川市協働により進めながら史跡指定地の地権者等の理解と協力を得て、未指定地の地権者は協力を得られるよう協議しながら、史跡全体を適切に維持管理運営する。維持管理事務は、木津川市教育委員会文化財保護課が担い、現状変更等の行政事務等を適切に行う。また、指定地の災害時の応急措置や復旧についても、基本は土地地権者や管理者が主体になるが、管理団体である木津川市も京都府と協力しながら協働して行う。

### （４－２）史跡地内公有地の管理

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の指定地内で公有化されている土地については、歴史的観光拠点及び歴史文化の学びの場として利活用できるよう保存及び整備までの間､仮整備を図っていく。保存及び仮整備された土地については、史跡管理団体である木津川市が、瓶原地域や地元活動団体、民間団体、企業等とも連携、協働しながら、活用を図り、維持管理運営を行う。

### （４－３）地権者等の協力による適切な管理

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の指定地内で公有化されていない土地については、地権者に適切な管理に対する理解と協力を得ることに努める。史跡指定地の地権者等が現状変更等を行う場合は、史跡保存の重要性の十分な理解を求め、管理団体である木津川市と協議したうえで、現状変更等の申請を提出するよう周知を図る。また、地権者や地番等の登記事項の異動があった場合も、速やかに木津川市に変更届を提出することも説明する。

また、恭仁宮跡保存範囲の未指定地において掘削工事がある場合も、任意での発掘調査へ協力を求めている。

### （４－４）瓶原地域との連携・協働による維持管理運営

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の保存活用については、地域住民や市民等の理解と協力が不可欠である。保存管理・活用の協働者として、積極的な連携・協働が必要であり、管理団体である木津川市と地域住民で結成される「瓶原まちづくり協議会」との史跡地内の維持管理業務や除草業務、花卉栽培業務を今後も継続する。さらに、瓶原地域を活動拠点としている他団体や民間団体とも、連携・協働を目指す。

### （４－５）国・府との連携体制

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の保存活用については、文化庁や京都府教育委員会との連携のもと、管理団体である木津川市教育委員会が適切に行う。今後の史跡整備は京都府、木津川市が協働し、必要な環境整備等については、本保存活用計画に基づき、府・市の関係部局との部局横断的な連絡・調整体制を図る。また、『木津川市文化財保存活用地域計画』に基づき、市文化財保存活用推進実行委員会などの関係団体とも連携・協力体制を構築していく。

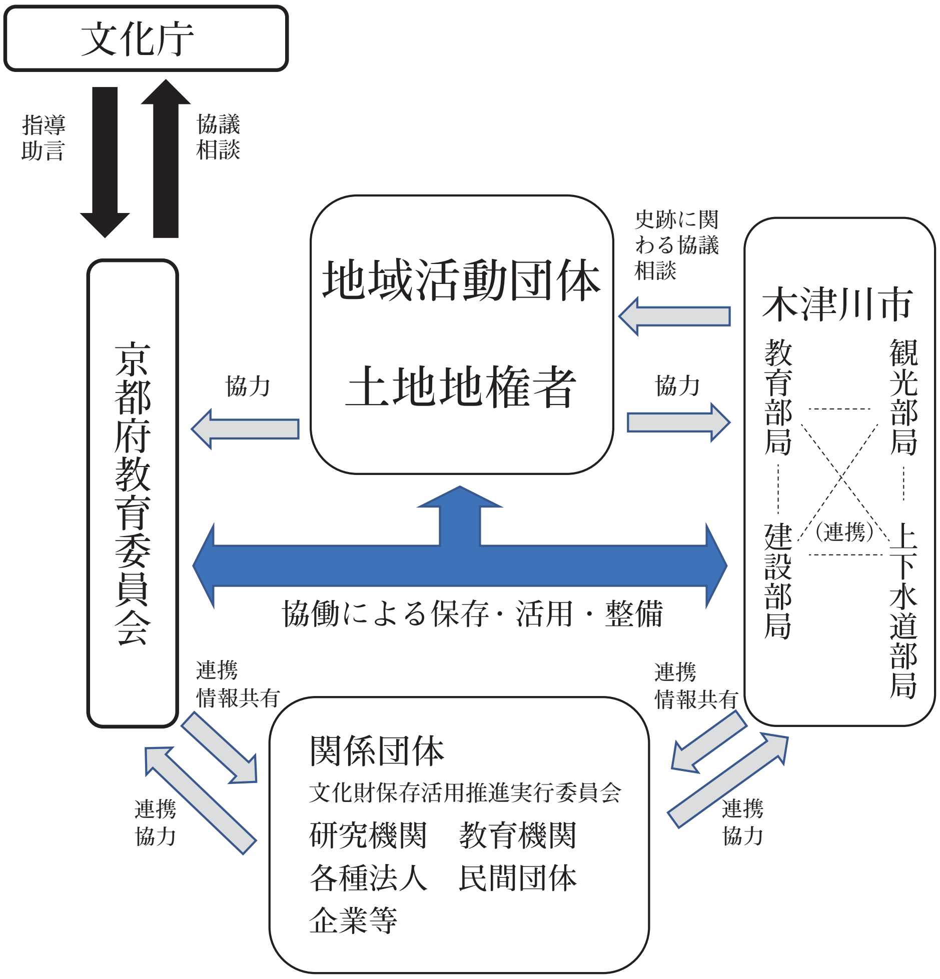


第２２図　恭仁宮跡の保存・活用に関わる運営体制

# 第１１章　実施計画

本計画の計画期間は、第1章第６節でも記述したとおり、令和７（2025）年度を初年度とし、令和17年（2035）３月31日までの10ヶ年である。この章では、初年度から開始する第６章以降に定めた課題に対する解決方法を、これまでの保存及び活用の経緯と今後の活用整備の方向性と整合させながら、短期的（本計画期間内）に取り組む内容と、中長期的に取り組む内容に区分し以下のとおり実施する内容を記す。

| 区分・施策 | | 短期（2035年度まで） | 中長期（2035年度以降） | 実施主体 |
|---|---|---|---|---|
| 史跡の保存 | 追加指定 | 地権者との協議が整えば追加指定 | | 木津川市 |
| | 土地の公有化 | 計画的に公有化を実施 | | 木津川市 |
| | 日常的・定期的な維持管理や点検 | | | 木津川市<br>地域・団体等 |
| | 調査・研究 | 府による発掘調査等の考古学的調査 | | 京都府<br>木津川市 |
| | 現状変更対応 | 市が窓口となり対応 | | 木津川市 |

※黒の実線：実施又は実施予定
　黒の破線：実施の可能性、取組の有無を今後検討
　灰色の実線：現状変更発生時に対応
　地域・団体等：地域活動団体、関係団体等

| 区分・施策 | | 短期（2035年度まで） | 中長期（2035年度以降） | 実施主体 |
|---|---|---|---|---|
| 史跡の活用 | 学校教育における史跡の活用 | 市内小中学校への出前授業・現地案内を実施 | | 京都府<br>木津川市 |
| | 社会教育における史跡の活用 | 公民館講座等 | | 京都府<br>木津川市 |
| | 市内における史跡案内ボランティアの活用 | NPOふるさと案内・かも等との連携 | | 京都府<br>木津川市<br>地域・団体等 |
| | 市域を越えた広域的な連携づくり | 関係団体との連続講座等の連携 | | 京都府<br>木津川市<br>地域・団体等 |
| | ガイダンス機能の充実 | くにのみや学習館の展示の充実 | | 木津川市 |

| 区分・施策 | | | | 短期（2035年度まで） | 中長期（2035年度以降） | 実施主体 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 史跡の整備 | 本質的価値を有する要素 | 遺構の保存・整備 | ①大極殿院（山城国分寺金堂跡） | 維持管理（公有地、大極殿基壇跡）、公有化に向けた協議を地権者と開始 | 公有化を実施<br>整備に向けた協議を開始 | 京都府<br>木津川市 |
| | | | ②朝堂院 | 幢旗遺構の存在する土地の公有化を実施 | 公有化に向けて地権者との協議を継続<br>整備に向けた協議を開始 | 京都府<br>木津川市 |
| | | | ③朝集院 | 公有化に向けた協議を地権者と開始 | 公有化に向けて地権者との協議を継続<br>整備に向けた協議を開始 | 京都府<br>木津川市 |
| | | | ④内裏地区 | 公有化に向けた協議を地権者と開始 | 公有化に向けて地権者との協議を継続<br>整備に向けた協議を開始 | 京都府<br>木津川市 |
| | | | ⑤宮大垣地区 | 公有化に向けた協議を地権者と開始 | 公有化に向けて地権者との協議を開始<br>整備に向けた協議を開始 | 京都府<br>木津川市 |
| | | | ②山城国分寺塔院 | 維持管理（公有地、大極殿基壇跡、山城国分寺塔跡）、公有化に向けた協議を地権者と開始 | 公有化に向けて地権者との協議を開始<br>整備に向けた協議を開始 | 京都府<br>木津川市 |
| | 副次的価値を有する要素 | 近代の瓶原地域に関する諸要素<br>③−2　移設された礎石および恭仁小学校敷地内礎石 | | 移設された礎石の３Ｄ写真測量を実施し、現状の記録保存を実施 | | 京都府<br>木津川市 |
| | その他の要素 | 環境整備（本質的価値の補完に好影響を及ぼすもの） | 管理施設 | 市担当部局と維持管理を実施 | | 木津川市<br>地域・団体等 |
| | | | 解説施設 | 点検・維持管理（必要があれば修繕） | | 木津川市<br>地域・団体等 |
| | | | 便益施設 | 点検・維持管理（定期的な修繕を実施） | | 木津川市<br>地域・団体等 |
| | | | 広　場 | 点検・維持管理（必要があれば修繕） | | 木津川市<br>地域・団体等 |
| | | | 修景整備 | コスモス・蕎麦栽培継続、範囲拡大、枯れ木伐木や巨木化した樹木の剪定 | | 木津川市<br>地域・団体等 |
| | | | その他 | 地域との協議が整えば、まとまった公有地に接する農業用水路の維持管理を実施 | | 木津川市<br>地域・団体等 |

# 第１２章　経過観察

史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の保存管理、公開活用、運営体制等について、経過観察（モニタリング）の手法、点検内容を以下のとおり記す。なお実施時期の短期とは概ね本計画期間内である10年以内、中長期は10年以上を想定している。内容や自己点検基準等の追加や変更等の見直しについては、木津川市教育委員会文化財保護課が主体となって実施する。こうした経過観察の結果は、ＰＤＣＡサイクルの考え方に基づき、計画の実施、修正、改善の基礎資料や判断材料としていく。

| 分野 | 経過観察の基本的指標<br>（実施の有無、状況・内容の把握） | 経過観察の手法 | |
|---|---|---|---|
| | | 点検内容 | 時期・期間 |
| 保存管理 | 本質的価値を有する要素は確実に保存されているか（き損の有無）。 | ・大極殿基壇跡（例幣中切 29）表土に掘削や陥没の有無。周辺石垣の孕みや崩落の有無確認。<br>礎石のき損の有無確認。<br>枯れ木や巨木化した樹木の有無確認。 | 季節ごと（原則２～４回/年）、災害時 |
| | | ・山城国分寺塔基壇跡（例幣溝垣内 70）に掘削や陥没の有無確認。礎石のき損の有無確認（周辺土の流出の有無確認）。 | 季節ごと（原則２～４回/年）、災害時 |
| | | ・内裏地区周辺の枯れ木や巨木化した樹木の有無確認。 | |
| | 副次的価値を有する要素は確実に保存されているか（き損の有無）。 | ・瓶原城跡（例幣登垣内・内垣外）の空堀跡や土塁跡の状況確認。<br>枯れ木や巨木化した樹木、竹林の有無確認。 | 季節ごと（原則２～４回/年）、災害時 |
| | | ・大井手用水（千本杭周辺）の状況確認。 | 年２回 |
| | | ・例幣使料傍示石、道路元標、移設された礎石の状況確認。 | 年２回 |
| | 本質的価値の補完に好影響を及ぼすものは確実に保存されているか（き損の有無）。 | ・史跡標柱（例幣中切 29）の状況確認。 | 年２回 |
| | | ・説明板、史跡看板、くにのみや学習館案内看板の状況確認。 | 年２回 |
| | | ・便益施設のき損の有無確認。 | 年２回 |
| | | ・広場及びその周辺の環境美化、景観の状況確認。 | 季節ごと（原則２～４回/年） |
| | | ・コスモス・蕎麦の栽培の確認。 | 業務委託検査時 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | ・史跡公有地における樹木・雑草の状況確認。 | 除草業務委託検査時 |
| | | ・追加指定に向けた地権者との協議の実施有無。 | 毎年度 |
| | | ・現状変更許可申請の提出に対する事務処理の実施有無。 | 毎年度 |
| | | ・史跡指定地やその周辺において、災害や事故等の発生有無。 | 毎年度 |

| 分野 | 経過観察の基本的指標<br>(実施の有無、状況・内容の把握) | 経過観察の手法 | |
|---|---|---|---|
| | | 点検内容 | 時期・期間 |
| 公開活用 | 恭仁宮跡に関する情報の提供・発信をどの程度行ったか。 | 市広報紙への掲載等の有無確認。 | 毎年度 |
| | 学校教育において活用されているか。 | 出前講座や現地での体験学習の実施有無確認。 | 毎年度 |
| | 社会教育において活かされているか。 | 公民館講座や現地での体験学習の実施有無確認。 | 毎年度 |
| | 観光振興や啓発活動による観光客数はどのぐらいか。 | くにのみや学習館来訪者数や観光商工課の恭仁宮跡への入込客数の確認。 | 毎年度 |
| | くにのみや学習館の展示の充実に取り組んだか。 | 展示の取り組みや来訪者数の確認。 | 毎年度 |
| 運営・体制の整備 | 市民等への恭仁宮跡に関わる文化財の情報の提供･発信及び啓発を行っているか。 | 文化財保護課による把握・確認 | 毎年度 |
| | 恭仁宮跡の保存活用に関して、市民・地域活動団体との連携、協働の取り組みは行われたか。 | 文化財保護課による把握・確認 | 毎年度 |
| | 恭仁宮跡などに関わる近隣市町及び広域的な連携は図られているか。 | 文化財保護課による把握・確認 | 毎年度 |